群馬県立女子大学大学院国際コミュニケーション研究科履修、試験及び成績の評価に関する規程

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　単位算定の基準（第２条）
第３章　授業科目及び履修の届出（第３条－第７条）
第４章　試験及び成績の評価（第８条－第 16 条）
第５章　その他（第 17 条・第 18 条）
附則

第1章　総則

（目的）

第１条　この規程は、群馬県立女子大学大学院学則（群馬県公立大学法人規則第５号）第 12 条及び第 16 条第５項の規定に基づき、群馬県立女子大学大学院国際コミュニケーション研究科の授業科目の履修、試験及び成績の評価に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章　単位算定の基準

（単位算定の基準）

第２条　各授業科目の単位数を定めるにあたっては、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号により計算するものとする。

（１）講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの授業をもって１単位とする。

（２）実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって１単位とする。ただし、科目により別に定める時間の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、修士論文又は課題研究については、その学修の成果を評価して単位を授与することができる。

第3章　授業科目及び履修の登録

（授業科目）

第３条　各授業科目及びその履修については、履修要項の教育課程（国際コミュニケーション研究科）の定めるところとする。

（履修の登録）

第４条　履修しようとする授業科目は、毎学期別に定める期日までに、履修登録をしなければならない。

（履修の変更等）

第５条　前条の規定により登録した授業科目の履修を変更する場合又は取り消す場合は、履修登録変更期間内に変更登録をしなければならない。ただし、本人の責めに帰さない事由により、授業への継続的な出席又は試験受験が困難な場合は、「履修登録変更期間」後の履修取消しを認めることがある。

（他研究科等の授業科目の履修）

第６条　他研究科及び本学の学部の授業科目並びに群馬学センター、地域日本語教育センター及びキャリア支援センターの開講科目の履修については、国際コミュニケーション研究科委員会において別に定める。

２　前項に規定する授業科目の履修は、制限することがある。

（教育方法の特例）

第７条　授業又は研究指導は、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間、週末、夏期・冬期休暇中等の特定の時間又は時期に行うことができる。

第4章　試験及び成績の評価

（学業成績の評価）

第８条　学業成績の評価は、授業科目の履修期間が終了したときに試験または単位修得課題及び平素の成績を考慮して次により判定する。

判定	評価	グレードポイント	評点	評価基準
五段階評価	秀・S	4	100 点以下 90 点以上	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている
	優・A	3	90 点未満 80 点以上	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている
	良・B	2	80 点未満 70 点以上	到達目標を達成し、良好な成績を修めている
	可・C	1	70 点未満 60 点以上	到達目標を達成している
	不可・F	0	60 点未満	到達目標を達成していない
合否	合	－	－	本学の科目で成績を合・否で評価すると事前に定めるもののうち、合格とするもの
	否	－	－	本学の科目で成績を合・否で評価すると事前に定めるもののうち、不合格とするもの
認	認	－	－	他大学等の履修科目を本学の科目に読み替える際に、秀・優・良・可のいずれかに評価しがたいもの

２　定期試験を受験しない等の事由により、学業成績の評価が不可能な科目は成績が欠（X）となる。欠（X）のグレードポイントは 0 とする。

（単位修得の認定）
第９条　単位は、前条の基準により、秀、優、良、可、合及び認の評価を得た者に与える。

（試験）
第 10 条　試験は、定期試験・臨時試験及び追試験とする。
２　定期試験は、期間を定めて行うのを原則とし、臨時試験は、各授業科目担当教員が必要に応じて行うものとする。

（追試験）
第 11 条　追試験は、次の各号に掲げる理由により定期試験を受けられなかった者について期日を指定して実施する。
（１）本人が病気のとき
（２）就職試験と重なったとき
（３）交通機関に事故があったとき
（４）その他やむを得ない理由があると認められたとき
２　追試験を受けようとする者は追試験願（別記様式第１号）に、医師の診断書その他定期試験を受けられなかったことを証明する書類を添えて、定期試験終了後１週間以内に教務係へ提出しなければならない。

（試験の受験を認めない者）
第 12 条　次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
（１）受験しようとする授業科目について履修登録をしていない者
（２）追試験において追試験願を提出していない者
（３）受験しようとする授業科目の授業時間数の３分の２以上授業に出席していない者

（単位修得課題）
第 13 条　単位修得課題は、成績評価に際して定期試験と同等の比重を有する課題とする。
２　次の各号に掲げる理由により単位修得課題を提出できなかった者について、提出期限後の提出を認める。
（１）本人が病気のとき
（２）その他やむを得ない理由があると認められたとき
３　前項の規定により単位修得課題を期限後に提出しようとする者は単位修得課題期限後提出願（別記様式第２号）に、医師の診断書その他単位修得課題を提出できないことを証明する書類を添えて、定期試験期間終了後１週間以内に教務係へ提出しなければならない。

(授業の欠席)
第 14 条　次の各号のいずれかに該当することにより授業を欠席した場合は、第 12 条第３

号の授業時間数の計算に当たって欠席時間数に算入しない。ただし、集中講義において授業時間数の３分の１を超えて欠席する場合はこの限りでない。

（１）博物館実習の期間及びその打合せのための指定された日に出席する場合（実習等のため遠隔地に赴く場合には、往復に要する日数を欠席日数に加算する。）

（２）忌引きの場合（葬儀のため遠隔地に赴く場合には、往復に要する日数を次に掲げる日数に加算する。）

ア　配偶者　10 日以内

イ　父母若しくは配偶者の父母又は子　７日以内

ウ　兄弟姉妹　５日以内

エ　祖父母　３日以内

（３）交通機関の事故の場合（交通機関の証明書が必要）

（４）学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の場合

（５）その他国際コミュニケーション研究科長が適当と認めた場合

２　前項の規定の適用を受けようとする者は授業欠席届を授業科目担当教員に提出しなければならない。

（不正行為）

第 15 条　試験等における不正行為は懲戒の対象となり得る。懲戒については、「群馬県立女子大学学生懲戒規程」及び「群馬県立女子大学学生懲戒規程の試験等における不正行為に関する細則」に定めるところによる。

（修士論文・課題研究）

第 16 条　個別研究指導の履修を含む所定の全単位を修得見込みの者、又は既に修得した者は、修士論文又は課題研究を提出することができる。

第5章　その他

（委任）

第 17 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（改廃）

第 18 条　この規程の改廃は、教務委員会に諮り、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附　則

１　この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学大学院国際コミュニケーション研究科履修、試験及び成績の評価に関する規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。